

# 2025年10月～住宅セーフティネット法の改正が賃貸経営にもたらす影響

- P.1 代表挨拶
- P.1 入居者募集力強化の取り組み
- P.2 業界ニュース
- P.3 業界ニュース
- P.4 相続相談コーナー
- P.5 ソリューションコーナー
- P.6 入居者募集

管理物件入居率

**97.5%**

(2025年7月現在)



西武新宿線武蔵関駅を中心に、練馬区・武蔵野市・西東京市の賃貸経営のお悩みをワンストップで解決！

## 賃貸経営サポート通信

2025. 8 NO. 71



東和開発株式会社 担当：佐藤(さとう)

TEL：03-3928-8881 FAX：03-6279-7455

免許番号：東京都知事(4)第87002号

## 代表挨拶

平素はご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。弊社は、創業以来54年間、東京都練馬区・西東京市・武蔵野市で不動産の賃貸業、管理業、売買及び賃貸の仲介業を通じ、「この地域に少しでも役に立ちたい」「恩返しをしたい」という思いで多くの不動産オーナー様方に寄り添い、サポートさせて頂いております。

お蔭様で今期は、前期比較で入居率が上昇し続けており、2025年3月現在で管理物件の年間稼働率は97%を記録しました。これは「一室あたりの1年間の空室期間が約11日」であるということです。お部屋を貸すことができない原状回復などの期間を踏まえますと、非常に高稼働であるということをご理解頂けるのではないのでしょうか。



東和開発株式会社  
代表取締役 岩崎 聡子

さて、この度弊社では、自社物件で培ってきたリノベーションノウハウを是非お客様の物件にも役立てていただきたいと考え…  
リノベーション事業部「Lino Rille」を立ち上げる運びとなりました。



「**Lino Rille**」はお部屋だけでなく、入居者の生活までもデザインする「ライフデザイン×リノベーション」をコンセプトに、入居者が本当に住みたいお部屋をつくりあげることで平均40.9%の賃料の引き上げや、入居者の定着を実現するサポートを行ってまいります。

長年大家として物件管理業務を行ってきた弊社だからこそ、設計から施工、入居者募集・ステージング、契約・更新・退去、アフターサービスに至るまでのトータルフォローが可能です。



### ブランド名に込めた想い

「Lino」はハワイ語で“輝く”「Rille」は“月面”を意味します。今日がどんな日だったとしても、窓から見えるキラキラ輝く空を眺めて、大好きで囲まれた最幸の空間で明日を笑って迎えられるように…。  
あなたが輝ける、あなたのためのお部屋をつくります。

<https://lino-rille.com/>



検索



HP

お問合せ・ご質問

TEL 03-3928-8881

担当：佐藤（さとう）





東和開発(株)  
代表取締役  
岩崎 聡子

## 2025年10月～住宅セーフティネット法の改正が賃貸経営にもたらす影響

単身世帯の増加、持ち家率の低下等が進む中、今後、高齢者、低額所得者、障害者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への居住ニーズが高まることが見込まれています。一方で、賃貸オーナーの皆様の中には、孤独死や死亡時の残置物処理、家賃滞納等に対して懸念を持っている方が多くいらっしゃるかと思います。

令和6年の通常国会において、誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現を目指して、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）が改正されました。改正法の施行は令和7年10月1日ですが、ポイントは以下の図の3点になります。

【出典】国土交通省HPより

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）等の一部を改正する法律  
〔令和6年5月30日成立、同年6月5日公布、令和7年10月1日施行〕

### 1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

- 終身建物賃貸借(※)の利用促進  
※ 賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借  
・ 終身建物賃貸借の認可手続を簡素化(住宅ごとの認可から事業者の認可へ)
- 居住支援法人による残置物処理の推進  
・ 入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、居住支援法人の業務に、入居者からの委託に基づく残置物処理を追加
- 家賃債務保証業者の認定制度の創設  
・ 要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者(認定保証業者)を国土交通大臣が認定  
⇒ (独)住宅金融支援機構の家賃債務保証保険による要配慮者への保証リスクの低減
- 居住サポート住宅による大家の不安軽減(2. 参照)

### 2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

- 居住サポート住宅(※)の認定制度の創設  
※ 法律上は「居住安定援助賃貸住宅」  
・ 居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う住宅(居住サポート住宅)の供給を促進(市区町村長(福祉事務所設置)等が認定)  
⇒ 生活保護受給者が入居する場合、住宅扶助費(家賃)について代理納付(※)を原則化  
※ 生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う  
⇒ 入居する要配慮者は認定保証業者(1. 参照)が家賃債務保証を原則引受け

<居住サポート住宅のイメージ>



### 3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

- 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定
- 市区町村による居住支援協議会(※)設置を促進(努力義務化)し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進  
※ 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

【住宅セーフティネット法】



改正法では、上記の3点を柱として、要配慮者が安心して生活を送るための基盤となる住まいを確保できるよう、賃貸住宅に円滑に入居できるための環境の整備を推進することとしています。とくに居住支援法人による残置物の処理が言及されたことは大きな進展と言えるでしょう。管理会社と協力しトラブルのないように住宅確保要配慮者の受け入れも前向きに検討していただけますと幸いです。

空室募集、空室対策、設備交換、工事、売却・購入のご相談・お問い合わせ  
TEL 03-3928-8881 担当：佐藤（さとう）

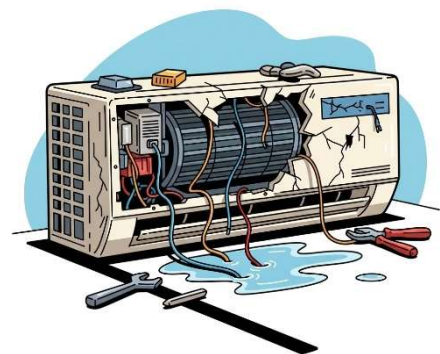


弁護士法人  
一新総合法律事務所  
弁護士 大橋 良二 氏

## エアコン不具合と賃料減額 改訂ガイドラインと裁判例に見る賃貸リスク

夏季におけるエアコンの故障は、借主との間で賃料減額や損害賠償を巡るトラブルに発展するケースが少なくありません。物件の通常使用ができない状態であれば賃料の減額が、場合によっては債務不履行に基づく損害賠償が問題となる可能性もあります。

では、具体的にエアコン故障ではどのように賃料が減額されるのでしょうか。公益財団法人日本賃貸住宅管理協会（日管協）は2024年10月、「貸室・設備等の不具合による賃料減額ガイドライン」を改訂し、エアコン故障時の扱いが見直されていますので、これを確認しておきましょう。



### 【ガイドライン改訂のポイント】

従来、エアコンの作動不良時における賃料減額の目安は「月額5,000円」とされていました。しかし、2024年10月の改訂により、賃料の「10%」を基本とし、「※発生した季節・地域、間取りや設置台数等を考慮し、必要に応じて賃料減額割合を調整する。」という柔軟な方式へと変更されました。ガイドラインは法的拘束力を持ちませんが、賃料減額交渉の現場で、実務上重要な判断基準とされており、オーナー様としても内容を把握しておくことが求められます。

このように、ガイドライン上は10%が基準ですが、実際の裁判ではどのように判断された例があるのでしょうか。

### 【裁判例：東京地裁平成26年8月5日判決】

実務における参考例として重要なのが、東京地裁平成26年8月5日判決です。この事案では、カイロプラクティック施術所として使用されていた賃貸物件において、真夏の8月6日から24日までエアコンが使用不能となり、室温が33度を超える状況が続きました。裁判所は、該当期間について「建物の通常使用ができず、契約目的が達成できない状態にあった」と認定し、19日間分の賃料については支払義務がないと判断しました。

当時は日管協のガイドラインはありませんでしたが、ガイドラインのように賃料の10%程度ではなく、当該裁判例では当該期間について賃料を100%免除しています。確かに真夏でカイロプラクティックのエアコンが故障していれば、物件がまったく利用できず使用収益できなかったと判断されることも理解できるところです。

このように、エアコンが使用できない期間が生じた場合、一定の条件下で賃料減額が認められる可能性があり、場合によっては、賃料を請求できなくなるような可能性もあります。エアコンのような生活インフラ設備の不具合は、賃貸経営における重要なリスク要因の一つとして、早急な対応があらかじめ認識しておくことが大切です。



税理士法人Kollectスターズ  
税理士 後藤 勇輝 氏

## 相続税がかからない財産

遺産のなかには、相続税の対象とならない非課税財産があります。今回は、非課税財産にどのような種類があるのかを見ていきます。

### 非課税財産の種類

非課税財産は、主に以下のものが上げられます。

- 1 祭祀財産にあたるもの（墓地や墓石、仏壇、仏具、神を祭る道具など）
- 2 公益事業にかかる財産（宗教、慈善、学術等の事業にかかる財産）
- 3 心身障害者扶養共済の年金
- 4 死亡保険金のうち、500万円に法定相続人の数を掛けた金額までの部分
- 5 死亡退職手当金等のうち、500万円に法定相続人の数を掛けた金額までの部分
- 6 個人経営の幼稚園の事業用資産
- 7 国や公益を目的とした特定の法人に寄付した財産

### 非課税の要件を満たしているか？見落としがちな点

上記1,4,5については、よく知られているところです。注意点としては、上記1は投資目的での所有や商品として扱っているものには相続税の課税対象となるため注意が必要です。また、4の死亡保険金は保険の契約者、受取人について定期的に確認されたほうが良いでしょう。例えば、被保険者は夫で、保険料の負担者は妻、保険金の受取人が妻になっている場合は、相続税ではなく所得税がかかることになります。そうなりますと、相続税の非課税枠が使えなくなってしまうため、注意が必要です。同じく、相続税ではなく所得税が課税されるケースとして、5の死亡退職金はいつ受け取るかにより変わります。死亡後3年以内に遺族が受け取る年金には相続税が課税されますが、死亡後3年経過後に受け取ると所得税が課税されます。

### 気を付ける点は？

近年では、おひとりさまのご相続が増えつつあるようです。遺産を上記7に該当する慈善団体などに寄付されることを検討されている方も多いと聞きます。遺言の作成、遺言での寄付などの検討は非課税対象の有無の判定もありますので専門家へのご相談をお勧めいたします。具体的な手続きは、事前に税理士・税務署にて詳細をご確認の上進めていただくようお願いいたします。

#### 【ご参考】

国税庁タックスアンサー No.4108 相続税がかからない財産



各税制度の特例の利用には一定の条件があります。資産税に詳しい各専門家（税理士・弁護士・鑑定士等）と連携してサポートしています。

【ご相談・お問い合わせ】オーナー様：相続&不動産ご相談窓口

TEL 03-3928-8881

担当：岩崎（いわさき）



## 既存賃貸物件の建替え時の注意点

総務省統計局によって、令和5年度に行われた「住宅土地統計調査」によると、築年数が20年を超える貸家の割合は全国で64.6%となっております。築25年以上でも54.2%となっており、築古物件の割合は増加傾向となっております。木造物件の場合、一般的に30年を超えると建替えを検討するケースが出てくるかと思いますが、本来であればローンの返済が終わってからが賃貸経営の収益性が高まる時期です。そのため、建築時、もしくは購入時の借入期間は、賃貸経営において重要な指標の一つと言えるでしょう。

### 【築年別貸家戸数】

【出典】令和5年住宅土地統計調査

| 1950年<br>以前 | 1951～<br>1970年 | 1971～<br>1980年 | 1981～<br>1990年 | 1991～<br>2000年 | 2001～<br>2005年 | 2006～<br>2010年 | 2011～<br>2015年 | 2016～<br>2018年 | 2019年～    |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------|
| 116,500     | 687,800        | 2,029,700      | 3,357,000      | 3,968,200      | 1,956,700      | 1,828,900      | 1,704,400      | 1,240,500      | 1,856,700 |

今回は、既存物件の建替えを検討する際の注意点についてお伝えしていきます。

### 1. 既存入居者との立ち退き交渉

#### 【正当事由の厳格な判断】

アパートの建替えは、必ずしも解約の正当な理由とならない場合があります。特に老朽化の危険性だけでなく、オーナー様と入居者双方の事情を比較し、入居者保護の観点から厳しく判断されることが多いです。

#### 【交渉の進め方】

裁判になる可能性もあるため、書面での申し入れや証拠を残すことが重要です。丁寧な説明と、転居先の紹介や立ち退き料の支払いなど、適切な転居サポートを行うことがスムーズな交渉につながります。

#### 【退去までの期間】

最低でも半年以上の退去猶予期間を確保することが望ましいです。定期賃貸借契約であれば、契約期間満了で退去してもらえるため、立ち退き交渉の手間を省ける場合があります。

### 2. 資金計画

#### 【高額な費用】

解体費用、新築費用、立ち退き料など、建替えには高額な費用がかかります。自己資金で賄うのが難しい場合は、ローンを組むことになりますが、利息返済額が増えるリスクも考慮が必要です。

#### 【家賃収入の中断】

建替え期間中は家賃収入が途絶えるため、その間の生活費やローンの返済に充てる預貯金が必要になります。

### 3. 収益性の見極め

#### 【築年数と空室状況】

築年数、空室状況、外観や間取りの状態を総合的に判断し、建替えが本当に必要なのか、リフォームやリノベーションで対応できないかを検討します。築年数が20年未満であれば、リフォームで入居が見込める場合もあります。

#### 【賃料の増加と空室率の低減】

建替えにより新築にすることで、賃料の引き上げや空室率の改善が期待できます。

#### 【修繕費の抑制】

新築後は当面の間、大規模な修繕費を抑えることができます。

いかがでしょうか。すでにアパート建築のメーカーからご提案を受けているオーナー様もいらっしゃると思いますが、上記の注意点を踏まえて、本当にご自身にとってメリットのある計画なのかどうかを今一度ご判断いただければと思います。弊社でもシミュレーションすることは可能ですので、もし判断にお困りの際はいつでもお声がけください。

# 入居者募集

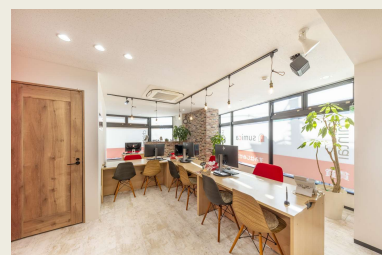
## 入居者募集はお任せを！ 無料で広告掲載

創業55年以上の実績！  
地域密着の賃貸管理会社です。



## お部屋探しのお店 sumica 武蔵関店

ネット広告だけでなく、直接ご来店いただいたお客様にもご紹介、物件案内いたします！  
武蔵関駅徒歩2分、地域密着型店舗です。  
じっくりお部屋探ししたい方のために落ち着いた雰囲気作りを大事にしています。  
初めての方でもラフに相談ができるとご好評いただいております。



## 王道のネット広告 ポータルサイト

**suumo**  
スーモ PRODUCED BY RECRUIT

**at home**

**LIFULL HOME'S**

一般の方向けには、最も認知度の高い不動産情報サイト3社に掲載！  
さらに、他の仲介業者さんに向けても広く情報拡散いたします。

## 潜在的な需要へ訴求 SNS活用



物件紹介動画  
字幕付きでお部屋の特徴を  
余すことなくアピールします！

動画を中心とした視覚的効果の高い広告を実施しています。ポータルサイトを利用しない方や、お引越しを急いでいない方にもお部屋の良さをしっかり届けます。

## 入居者募集依頼はこちらまで！



オーナー様専用  
LINE公式アカウント

＼メールアドレス変更しました！／

✉ [kaihatsu@towa-k.net](mailto:kaihatsu@towa-k.net)  
TEL 03-3928-8881



東和開発株式会社